附　則

（施行期日）

1　この政令は、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第六条第七項の規定による命令又は国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第八条第五項の規定による指定（以下「命令等」という。）についての不服申立てであって、この政令の施行前にされた命令等に係るものについては、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

肥料取締法施行令及び農薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十三号

肥料取締法施行令及び農薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第六条第二項及び第十二条第五項（これらの規定を同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。）並びに農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第二条第六項（同法第六条の二第四項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第五条の二第四項（同法第六条第四項（同法第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）及び第十五条の二第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

（肥料取締法施行令の一部改正）

第一条　肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第一項中「二万千百円」を「三万八千百円」に、「一万九千三百円」を「三万二千八百円」に改め、同条第二項中「八千百円」を「八千円」に、「六千四百円」を「五千七百円」に改める。

（農薬取締法施行令の一部改正）

第二条　農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「二十六万八千円」を「七十一万九千三百円」に、「七万千百円」を「七万三千二百円」に改め、ただし書を削り、同条第二項中「二千二百円」を「二千四百円」に改め、同条第三項中「九万九千円（情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、八万八千七百円）」を「二十五万千七百円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

農林水産大臣　森山　裕
環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十四号

土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令

内閣は、土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項及び第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十五号を第二十六号とし、第三号から第二十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　改正後の土壌汚染対策法施行令第一条第三号に掲げる物質により汚染された土壌の処理に係る土壌汚染対策法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可を受けようとする者は、この政令の施行前においても、その申請を行うことができる。

環境大臣　大塚　珠代
内閣総理大臣　安倍　晋三

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十五号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行に伴い、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「規定する区」の下に「及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区」を加える。

附　則

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三